

第四十六回 参議院文教委員会會議録第二十五号

昭和三十九年五月七日(木曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

五月七日

辞任 補欠選任

柏原 ヤス君 鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君

理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君

委員

植木 光教君
久保 勘一君
斎藤 昇君
笹森 順造君
中上川アキ君
野本 品吉君
加瀬 完君
小林 武君
米田 勲君
鈴木 一弘君
高瀬莊太郎君

発議者 米田 勲君
発議者 小林 武君
発議者 加瀬 完君

国務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省初等中 等教育局長 福田 繁君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

文部省大学学 術局審議官 村山 松雄君

本日の会議に付した案件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(米田勲君外四名発議)

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) たいまいより文教委員会を開会いたします。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(参議院第三号) 教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第二一九号)を一括して議題といたします。

過日の委員会に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

○米田勲君 委員長から、いま話がありましたように、私のほうから提案をしている教育職員免許法の一部改正法案と、政府提案にかかわる教育職員免許法の一部改正法案というものが同時に問題に出されておるわけですが、そのうち政府提案にかかわる法案の内容を見ますと、これは前回、同僚の委員

からも問題が出たそうですが、内容が二つあるようでありまして、第一のほうは高校教諭の免許状に特例を設けようとするものであり、第二のほうは小、中、高校及び幼稚園の教員の免許資格を向上するために必要とされておる在職年数の取り扱いを改めようとするものであります。その第二の内容を見ますと、私がさきに提案をした改正法案の内容とはほとんど同じもののようにありますが、政府としては、これをどう考えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

わかりましたが、われわれとしては、従来ともこの免許法の一部改正が必要だということとはたびたび主張してきたところであり、政府側としては、文部省としてもなかなか容易に取り上げないということから、法律案の提案という運びにしたわけであり、す。ですから、今度、政府がわれわれの提案した法律案の内容を含めて、その他の問題とからめて改正案を出したということについては、事情はわかるのですが、私、こういう事例があるのかと思つていろいろ調査してみたところ、さきに議員の提案した改正法律案を、その内容を同一にするようなものを含めて政府があとから提案してきたという例は国会史上ないことだと、私は調査の結果わかつたわけですが、そこで、私は問題をほじくるといふ意味はないのですが、提案の前になぜ、これを提案しておる私らに対して、実はこういう考え方に基づいて、この内容を改正法案の中に含めて出したかと思つたので了解をしてほしいという話がある、それから提案されたのが、まずこれは常識的な筋道でなければ、それが何もないままいきなり提案をされておる。内容を見ると、どうも私の提案したものと同じ内容と同じだということ、非常に疑義を持ったわけですから、だから、本来なら私の提出した法律案は先に提出しているのですから先議案件の資格がある。この先議案件を審議してもらつて、最終的に討論採決をやるということになると、

否決されても可決されても政府法案の第二の内容に影響を及ぼすことになるのじゃないかというふうに考えられますが、これはあなた、どう考えていますか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) この問題につきましては、前の委員会におきましても豊瀬委員から御指摘をいただきまして、おしかりも実はいただいたわけ

でございますが、この法案の作成の最終段階におきまして、私といたしまして、皆さま方の要望というような点も十分考えあわせてこの案をつくりましたわけでございます。いまお話にもございまして、やはり一度お話し合いをした上でやられたほうが適當であつたか、かように考えるわけでございますが、その点はこの間、豊瀬さんにも、将来十分注意いたしますというところは申し上げたわけでございますが、皆さま方の、先例があつたかなくかつたかということも十分私承知いたしておりましたけれども、政府として提案いたします場合に、いろいろの方面の意向を取り上げて、取るべきものは取り、入れることが適當とするものは入れるというような心持ちで実はやつたわけでございまして、そこが、あるいはまたお気にさわるようなことがあるといたしますならば、私も十分にも遺憾であります。将来十分に気をつけた、かように考えております。

○米田勲君 文部大臣のお考えよくわ

かりましたので、そのことはこれ以上問題にするにはやめたいと思ひます。

それでは、最初に、現行の免許法に基づいて高等学校教諭の免許状を取得するためにどのような経過と手続が必要なのか、それをひとつ説明をしてくれませんか。

○説明員(村山松雄君) 現行免許法におきましては、高等学校の教諭の免許状は、国語、社会、理科、数学等、高等学校の教科に対応する教科別に免許状が出されるたてまえになっております。そういったしまして、各免許状の取得要件としたしましては、大学における修業年限と、それから取得しました単位の数が要件になっております。大学に四年以上在学いたしまして所定の単位を取った者に二級免許状、それから大学の専攻科または大学院に一年以上在学いたしまして所定の単位を取った者に一級免許状が出されるたてまえになっております。授与の手続といたしましては、本人からそのような取得要件を満たしたという証明書を添えて、免許状の授与権者である都道府県知事または都道府県の教育委員会にお願いいたしまして、知事または教育委員会から取得要件を確認を得た上で免許状が授与されるたてまえになっております。

○米田勲君 現行免許法において、高等学校教諭の免許状取得の経過と手続はよくわかりました。そこで、いまの説明にもありますとおり、高校教諭の免許状というのは、大学で定められた年限の履修を必要とするということと、所要の単位を取得しておることとが必要な条件であるわけでありま

す。このことを現行免許法がきめておるのは、日本の高校教育の水準を一定以上に常に維持していかなければならぬという配慮によって定められておるものであるというふうに、私は理解をするわけでありまして、ところが、政府から提案になりましたこの改正法案の内容、第一の面を見ますと、このよう

な手続によって取得される高校教諭の免許状では、従来の免許法で定めおるところの原則を、結果的にはくずすということになると思うが、政府の考えはどうですか。

○説明員(村山松雄君) 従来、高等学校の教員免許状は、大学で特定の条件を満たした者に授与するという原則に對しましては、今回の検定によって免許状を授与するということは例外的措置になろうかと思ひます。このような例外的措置をとりました理由は、原則としては大学において履修した者を

もって教員の基礎資格とすることが望ましいわけでございます。高等学校の教科はかなり複雑多岐にわたっておりまして、分野によりましては、それに対応する分野が大学教育の中でなかなか求めにくいものもございます。それからまた現実問題として、現在、免許状の取得あるいは教員の就職というところが全く自由になっております関係上、本人が教員になることをあまり希望しない分野もござります。そこでまあ、現在までに例外措置の一つといったつきましては臨時教員養成所といったようなものを設けましてこの不足に對処いたしております。今回提案申し上げました点は、高等学校の教科の中できわめて特殊な分野でございます、体

育の中の柔道、剣道、それから商業科の中の計算実務といったような、きわめて狭い特殊な分野でございます。このような分野につきましては、大学で体育科を出た者でも、必ずしも柔道、剣道に堪能であるとは限らないし、それからまた大学の経済学部等を出した者でも、計算実務に堪能な者は、必ずしも多くを求め得ない実情でございます。こういう実情からいたしまして、現場の需要を大学卒業生者をもって充てるという原則だけでは満たし得ない事情がござりますので、そういう場合には、現行免許法ですと、いきなり臨時免許状という制度がござります。これは全くそういう免許法の原則の要件を満たさない者に、免許法の上で例外的な措置があり得るわけでございます。いまは、やはり現行法で臨時免許状に落とすよりは、やはり何か実技の面に着目いたしまして、検定によってそのような技能に熟達した者をもって充てるという措置も必要であらう、かように考えた次第でございまして、これは現場からの要望の線にも沿ひまして、例外的措置として今回取り上げた次第でございまして。

○米田勲君 政府のこの法案を提案した提案理由書の中を読んでみますと、こういうことが書いてあります。最近に至り高等学校の教育が普及し、その教育内容も漸次改善充実を見つつあるが、高校においては、小中学校と異なり、普通教育とあわせて専門教育をも施すのであって、技能に関する教育、指導が特に必要とされる分野が多くなっている。これに對し、現行の免許状は、教科の全分野について、大学において所要単位を包括的に履修した者

に授与されるたてまえになっていて、特定の分野のみについて深く指導を必要とする場合に対処するために必ずしも十分とは申せませんと書いてある。しかし、高校では、普通教育とあわせて専門教育を施すということは、いまさら始まったことではないと私は思うのであります。ですから、国はこ

の高校における専門教育を相当し得る教員の養成を必要とせ、大学教育の中で解決をするという当然の責任を持つておるのではないかとこのことを考えるわけですね。それを大学教育の中で問題を解決するということを避けて、大学教育の中では十分でないという結論を出してしまつて、そして、免許法の原則的な高校の教育を一定以上水準に維持しなければならぬというたてまえに立つて定められたその免許法の原則の態勢を、便法といひますか、

そういう当面した現実の狀態に合うようにくずしていくというところは、私はたてまえからいうと本末転倒ではないかという批判を持つわけですね。先ほどの説明の中で、必ずしも教員を志望する者がおらない、多くないというよう

なこと、満たし得ない一つの理由に説明されておりましたが、それとてども、私たちが年来主張しておる大学をはじめとして、各学校における教職員の待遇の現状は、教育界に人材を求めるといふ態勢にないというのを指摘しているわけですね。有為な人材がどんどん実業界に引っこ抜かれて逆に行つてしまふ、こういう機会に、人材を求めるといふ待遇の条件でないということ

は、これは日本の教育の将来でなく、現実の問題として本格的に取り組んで解決しなければならぬ問題です。そういう問題もあわせて考えると、どうも今度出してきたこの政府の改正法案は、根本的な条件を正當な筋道をとつて改善をしないで、それはそのままにしておいて、いきなり現状に合わせるために便法を講ずるということであつて、少なくとも私は本筋のたてまえではないのではないかと、それは政府側としても認めざるを得ないのではないかと、この点はいかがですか。

○説明員(村山松雄君) 確かに御指摘のような点もあるかと思ひます。特定のかかる分野は、何も最近高等学校に導入されたのではなくて、以前からあったわけでございます。何がゆゑに最近に至つて、特にこのような措置を講ずる必要が起つたか、御疑問もあろうかと思ひます。まあ、それは一つには、やはり高等学校の普及と申しますか、量的拡大に對して、教員養成の態勢のほうが必ずしも伴つてないという事情もあろうかと思ひます。そういう事情がこのような特定の分野に顯著にあらわれてきたと申してよろうかと思ひます。柔道、剣道は、先ほども申し上げましたように、本来、保健体育の教員であれば、柔道、剣道の指導もでき得るという一応のたてまえにはなつております。しかし、現実の問題といたしましては、保健体育の教員ですと、陸上競技、水上競技、球技、すべての分野をやりますので、柔道、剣道といったような分野だけを抜き出しますと、まあ柔道、剣道を専門にやつた者に比べますと、やはり指導力が十分でないという面も出てまいりま

す。そのために高等学校教育の普及に伴つて、総体的な不足を生じてくるという問題もあつて、また柔道や剣道

に授与されるたてまえになっていて、特定の分野のみについて深く指導を必要とする場合に対処するために必ずしも十分とは申せませんと書いてある。しかし、高校では、普通教育とあわせて専門教育を施すということは、いまさら始まったことではないと私は思うのであります。ですから、国はこ

の高校における専門教育を相当し得る教員の養成を必要とせ、大学教育の中で解決をするという当然の責任を持つておるのではないかとこのことを考えるわけですね。それを大学教育の中で問題を解決するということを避けて、大学教育の中では十分でないという結論を出してしまつて、そして、免許法の原則的な高校の教育を一定以上水準に維持しなければならぬというたてまえに立つて定められたその免許法の原則の態勢を、便法といひますか、

そういう当面した現実の狀態に合うようにくずしていくというところは、私はたてまえからいうと本末転倒ではないかという批判を持つわけですね。先ほどの説明の中で、必ずしも教員を志望する者がおらない、多くないというよう

なこと、満たし得ない一つの理由に説明されておりましたが、それとてども、私たちが年来主張しておる大学をはじめとして、各学校における教職員の待遇の現状は、教育界に人材を求めるといふ態勢にないというのを指摘しているわけですね。有為な人材がどんどん実業界に引っこ抜かれて逆に行つてしまふ、こういう機会に、人材を求めるといふ待遇の条件でないということ

は、これは日本の教育の将来でなく、現実の問題として本格的に取り組んで解決しなければならぬ問題です。そういう問題もあわせて考えると、どうも今度出してきたこの政府の改正法案は、根本的な条件を正當な筋道をとつて改善をしないで、それはそのままにしておいて、いきなり現状に合わせるために便法を講ずるということであつて、少なくとも私は本筋のたてまえではないのではないかと、それは政府側としても認めざるを得ないのではないかと、この点はいかがですか。

○説明員(村山松雄君) 確かに御指摘のような点もあるかと思ひます。特定のかかる分野は、何も最近高等学校に導入されたのではなくて、以前からあったわけでございます。何がゆゑに最近に至つて、特にこのような措置を講ずる必要が起つたか、御疑問もあろうかと思ひます。まあ、それは一つには、やはり高等学校の普及と申しますか、量的拡大に對して、教員養成の態勢のほうが必ずしも伴つてないという事情もあろうかと思ひます。そういう事情がこのような特定の分野に顯著にあらわれてきたと申してよろうかと思ひます。柔道、剣道は、先ほども申し上げましたように、本来、保健

体育の教員であれば、柔道、剣道の指導もでき得るという一応のたてまえにはなつております。しかし、現実の問題といたしましては、保健体育の教員ですと、陸上競技、水上競技、球技、すべての分野をやりますので、柔道、剣道といったような分野だけを抜き出しますと、まあ柔道、剣道を専門にやつた者に比べますと、やはり指導力が十分でないという面も出てまいりま

○米田勲君 私は大臣のいまの答弁で了解をするわけですが、少なくとも今度のこの措置は、本来的な、本筋的なものではなくて、あくまで、やっぱり説明にあるように例外的なものだ、便法だと、したがって、そういう立場でい

うなら、こういうことは最小限度に食いとめなければならぬ、このことを契機にして、こういう傾向の行き方を拡大をしていくということはたてまえからいっては間違いだ。だから、もうこういう措置については最小限度に食いとめていくだけの考え方がまずなければならぬということを強調したかったわけであります。その点についてはどうですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 必要な最小限度にとどめるべきものと考えております。

○米田勲君 そのことに関連して思うのですが、特定の技能を修めておれば、それで高等学校の教員ができるんだという考え方はこれは困る、先ほども大学で体育をやっているも必ずしも剣道、柔道に特にひいでているということとは現状としてなかなか求めづらい、説明がいろいろあるに、私はさぞかし

この場合、何か特定の技能がすぐれていれば、それで高校教師の資格が与えられるべきなんだ、教員になれるんだという考え方は、これもたてまえからいうと、そういう考え方は間違いだ、現に最近若い人たちの問題が社会的にも政治的にもいろいろに論ぜられていきます、非行少年だとか、何とかいって。これも私はやはりいまの免許法のためまえが大学で一定の年限を履修し、しかも、そのことを教育できるだけの必要の単位が取得されているとい

う条件のものに限って免許状が与えられていて、立場も、技能さえすぐれていればいいんだ、技術さえすぐれていればいいんだというふうなことで、人間教育というか、全人格を陶冶していくその中で技能が修練されていくんだという立場からいうと、これはやはり考えなきゃならぬ。ただ技能だけすぐれていればいいというふうな考えは、審議官はどう思っていますか。

○説明員(村山松雄君) 検定の方法の問題になりますが、これは法律では文部省令に授權してございます。私どもといたしましては、検定の方法は実技のみならず人物、学力などについても検定を行ないたい、ただ大学卒業者をもって得られないという前提がございします。大学修得と全く同等の学力を求めることはあるいは無理かと思ひますけれども、教員として最小限度備えておかなければならない一般教養ないし教職課程の知識教養を調べる程度の検定はいたしたいと、かように思っております。

○米田勲君 そうしますと、この場合は一般教養の面についても相当重視をしていくということは常に忘れられないことなんだということを認識しておられるわけですか。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 ところで、私はこの特殊な技能の問題について質問の中に取り上げたんですが、私はこの法案の内容を検討したり、考えたりしているうちに、いろいろのことを考えさせられました。最近の日本の教育の傾向です、これは私、予算委員会でも文

部大臣に質問をしたことを記憶しているのですが、どうも日本の最近の教育の傾向には思想的な知識を注入していく詰め込み教育がまたまた台頭してきているんじゃないかという感じが非常に深く感ずるわけです。何か機械的な知識や技術を切り売りして、それを詰めて込んで教えたままの、形式的な、機械的な知識の羅列をしていく、暗記をしていくといったようなことが案外幅をきかし、そのことが重視されるような一般的な傾向、学校教育もそういう一般的な傾向の影響を受けて、そういう傾向が必ずしもないというわけではないというのを非常に心配をしておるわけです。何かしらこういう傾向がもう少し激しくなっていけば、小ざかしい、小器用な、小さくまとまった人間がでればいいというようになっ

ていってしまわないか。もう少し豊かな人間性を陶冶するとか、あるいは民主的な人格を養っていくの、そういう大きな教育の理想の中で、そういう技術の面、技術の面もまた尊重されていくという形でなければ、最近の教育の傾向は憂慮すべきものがあるのだというふうな考えをいふところにこれが飛び出してきたわけです。それで、またまたそういうことを考えさせられているのですが、文部大臣どうですか、その点は。

○米田勲君 それでは次に、現行の免許法では、免許状には普通免許状と臨時免許状の二つがあるわけです。そして、普通免許状には一級と二級の二種がある。この改正法律案によると、これによって取得された免許状というのは現行免許法の中に言う免許状のどれに該当することになるのでしょうか。その点についてちょっとはつきりしないのでお尋ねをいたします。

○説明員(村山松雄君) 教諭の普通免許状でございます。一、二級の級別は設けない、こういう考えでございます。

○米田勲君 現行免許法の中で、普通免許状は一級二級以外にはないんじゃないのですか。私はそういうふうな理解をしておいたのですが、それ以外の免許状はあるのですか、普通免許状の中に。

○説明員(村山松雄君) 今回の改正案

によりまして、新たに級別を設けない教諭普通免許状を設けようというものでございます。

○米田勲君 それはこの法案のどこでそれを出しているのですか、この法案の中で言えばどこでそれを出しているのですか。

○説明員(村山松雄君) 改正案の第十六条の二によりまして、高等学校教諭免許状はこれこれのものについて授与することができるとありまして、同じく第二項におきまして、「前項の免許状については、第四項第三項の規定は適用しない」としてございます。第四項第三項の規定と申しますのは、「普通免許状は、一級及び二級とする」という級別の区分でございします。これを適用しないわけでございますので、第十六条の二の一項で、特別の高等学校教諭免許状の制度を設けて、第二項で級別の規定を排除してございします。で、級別のない免許状ができるということになるわけでございます。

○米田勲君 私その点でよく理解ができません。現行免許法では、普通免許状には一級と二級としかないわけですね。そのいづれにも該当しない普通免許状というのは、現行法の中では考えられないじゃないか。それからこの「前項の免許状」というのは、第四項第三項の規定は適用しない」ということだといわれれば、普通免許状の中に二つしかないのだから、その二つに適用しないという場合には、普通免許状の中に入っていないんじゃないか。第三の何かが入られる、一級、二級のほかに何か第三のものが入れられるというなら、それに該当する

のだと理解できるのだが、普通免許状の中には一級、二級しかない。それのいづれにも適用しないというのでは、現行法の中ではちょっと理解がしづらくなってくる。それで私はお尋ねしている。どういふことに理解すればよいわけですか。

○説明員(村山松雄君) 御指摘でございますが、私どもの解釈といたしましては、第十六条の二の改正規定によりまして、新しく高等学校教諭免許状が現在の第四項第五項第二号に掲げる教科別のほかに、文部省令で定めるものについて授与することができると。この規定は、普通免許状の中に新しいものを設けたというぐあいに読んでおるわけでございます。そうしておきまして、普通免許状の級別の規定だけを適用を排除いたしてございします。で、級別のない免許状が新たにできたというぐあいに読んでおるわけでございます。

○米田勲君 そうすると、この改正案が通れば、普通免許状のところを開いて見ると、一級免許状、二級免許状、それのいづれにも該当しない免許状と、三つ並んで書かれることになりませんか、実際にはどうなるのですか。免許法そのものの表現は変わらないのですか、普通免許状の中に。

○説明員(村山松雄君) 免許法のためまえにいたしましては、現在の第四条の一、「免許状は、普通免許状及び臨時免許状とする」と、この規定は改正しておりますので、免許状は普通免許状と臨時免許状の二本立てで、こういうことになるわけでございます。それから普通免許状の種類といたしまして、現行法の第四項第三項に、「普通免許状は、一級及び二級とする」とある

○説明員(村山松雄君) こまかくなり
ますが、現行法では講師にするにも教
員免許状が必要でございまして、臨時
免許状ですと助教諭にしかならないわ
けであります。助教諭では、全く技術
たんのうな方で、高等学校の柔道なり
剣道なり特定分野の指導をしてくれ
る者を受け入れる態勢としては不十分
ではなからうかというのが基礎にあり
まして、こういう例外的措置を講じた次
第でございます。

○加瀬元君 関連ですからこれで終
りますけれども、旧中等学校における
柔剣道の先生というのは、ほとんどそ
の当時は講師と呼んでおったかどう

か——いずれにしても正規の教諭ではありませんでしたよ。それでも柔剣道の成績があらなかったということはないわけですね。そういうことになれば、柔剣道なら柔剣道の先生になろうということ、特別の大学の教育を受けるという方は——むしろ便宜的に柔剣道ができればいいということになれば、だれも正規の学習をやつてそういう職につこうかという者はかえって減ってくるという逆結果も生まれてきましよう。

○説明員(村山松雄君) 正確な資料を持たずに申し上げたいへん恐縮でございますが、戦前におきましても柔剣道がほとんど無資格教員であつたといふことは事実であるのじゃないかと思ひます。と申しますのは、戦前は武道という免許状がございまして、高等師範の体育科はもちろんで、武道専門学校ですとか、あるいは警察官の方等でも検定によりまして武道の免許状が得られたわけでございます。そこで、戦前の中等学校の武道の教員は、むしろ有資格教員のほうが過半数であつて、補助教員のほうが少数であつたといふように思ひます。

○加瀬完君 違いますよ。そんなことはない。ちゃんと資料を調べてください。

○米田勲君 加瀬委員の言われていることがわが党の本筋的な主張なんです。ただ、私はそれは先に述べましたので、一步、政府提案のほうに近づいて質問をしているわけです。それにしても先ほど私の指摘したように、せっかく配慮をして教諭の資格をいろいろな事情で与えなければいけません。悪いのだという事情がわかるならば、普通免

許状のほうに二級、二級しかないところ、なぜこういう方法によつて教諭の資格を得る免許状はここに該当するのだということを明記するような法文上のていさいをとらうとしないのか。普通免許状の二級でも二級でもない、それに該当しない普通免許状があるのだというふうな無理にどうしてそこだけしておくのですか、ここまで便法を講じてきているのに。

○説明員(村山松雄君) 今回の検定による免許状は、程度から申しまして一級と二級のどちらに格づけられるか、資格付与の態様が違いますので、判然としない点がございまして、この格別を設けないことにはいたしたわけでございます。と申しますのは、現在二級は御承知のように高等学校のほうは大学卒が基礎になつておりますし、一級は大学の修士あるいは専攻科一年終了程度以上が基礎資格になつております。このような検定による資格付与というものはスクーリングを基礎にいたしまして一級二級とは必ずしもなじまない。いへば二級とは二級相当ということになろうかと思ひますが、一、二級の区別を設けることがあまり意味がないのじゃないか。かりに二級相当といふたし、現行の一、二級の制度からいへば、これを二級に上進させたいと、またバランスがとれない面もございまして、とにかくそういう級別というふうなことにこだわらないで、最小限度の教諭の資格を与えようというのが級別を設けなかった理由でございます。

○米田勲君 その事情についてはわかるのです。わかるのだが、なぜ普通免許状の第三に該当する者なんだといふことをはっきりさせないのか。これは待遇にも直接影響してくるのですよ。一級免許状か二級免許状かというのは当然待遇のほうにも影響してきましよう。その場合にどうするつもりなんでしょうか。この一級にも二級にも該当しない普通免許状で教諭の資格を持つ者の待遇はどこに該当させるのですか。

○説明員(村山松雄君) 現在、教員の待遇は免許状の種別よりは、むしろやはりスクーリングと経験年数とを基礎にして計算をいたしております。したがつて、一級、二級ということをはっきりさせないために給与と直接関連を生じて不利をこうむるといふことはなないと思ひます。私どももいたしましては、この検定による教員につきましては、その経験年数なり年齢その他を勘案いたしまして、教諭と同じ格づけをするように人事院と折衝するつもりでございます。

○米田勲君 この点の疑念は、事情の説明はよくわかつて、最後まで私は疑問が残つておるといふことにしてとどめたいと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 今回予定しておりますのは柔道と剣道と、それから計算実務でございます。その種別は省令の段階で明らかにするといふ考えでございます。

○米田勲君 そうすると、法律の各教科について免許状が授与されるようになっていふ四項には全然手を加えないわけですか。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。第十六条の二に、「高等学校教諭免許状は、第四項第五項第二号に掲げる教科のほか、三々、文部省令で定めるものについて授与することである」とございまして、文部省令で定めるものといつたしまして、柔道、剣道、計算実務という種別を出して考えるでございます。

○米田勲君 そうしますと、本法にはさわらないで省令の中でそれを規定する。その省令の中に規定されたものがこれとあわせて考慮される、こういうふうに理解すればいいのですか。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 いまの質疑応答の中で、ちよつと答弁の中に出てきたんですが、この改正法律案の提案理由を讀みますと、「特定の技能に関する分野に限つて」といふことばで説明されていふものをこの際明確にしてほしいわけなんです。それは先ほど私の質疑をした基本的な立場から、この場合、「特定の技能に関する分野に限つて」とあるものをこの際は明確にしてほしいわけなんです。いま説明のあったのは柔道、剣道、それから計算の実務と、こういうふうなものをあげられましたが、その点を全部どういう範囲に限つて考えられているか。この改正法案の対象となる特定の技能に関する分野を説明してください。

○説明員(村山松雄君) まず、高等学校の教科を大別いたしまして、いわゆる普通教科に属するものと、それから芸術関係に属するものと、それから体育、産業教育、いろいろな分野がございまして、この特定の分野として考えておりますのは、普通教科に属するものは除いてございまして、芸術、体育、産業教育に関する分野で、その一部で大学では養成がしなくて需要に對して供給が間に合わないもの、こういう考へ方でございます。そういう考へ方に沿うものとして具体的にあげますと、この三つのほかにはタイプライティングとか、速記とか、書道とか……。

○説明員(村山松雄君) はい、書道。それから希望をいたしましては、芸術関係の一部の分野について認めてほしいといふような要望がございまして、それから体育関係は特に体操だけに限つて検定制度をやつてほしいといふような御意見もございまして、それら検討中でございますが、要するに普通教科を除きまして、芸術、体育、産業教育に関する分野の中で技能に重点を置き、供給が不足するもの、具体的にやられるわけでございます。

○米田勲君 私はそういうふうになつていくことをおそれるんです。だから、先ほどのこういう便宜措置をとる、本筋をくずす場合には、それが本筋でないんだという認識をもって最小限度に食いこめるべきだといふことを主張しているのもその立場なんです。あなたの説明によると、これは相当にこういう分野に広がつていく懸念がある。先ほど私は柔道、剣道、何か、こ

か、そういうふうな事態に即応して考
えさせていただく、こういう意味で文
部省令にひとつおまかせになってもよ
ろしいではないか、このように考えて
いる次第でありまして、みだりに産業
教育だからどうか、芸能だからこ
うだとかいうふうなルーズな考え方は
いたしておけません。その中で特に今
取り上げる必要があるものについては
考えていこう、こういうことでござい
ます。

○米田勲君 私は、提案者である文部
大臣がいまそう考えておられることに
ついては理解できます。しかし、違
法でないことは今後やれるのですから、違
法でないことは今後やれる。つまり、違
法の法律が生きてしまえばやれること
なんです。あなた自身はそういう本筋
をくずすようなところまで特例を拡大
していくんだというところは間違いだ
というふうにお考えになつていても、芸
能、体育、産業教育全般にこの特例を
及ぼしていくことは違法だということ
はいえなくなつてしまいませんか。こ
れが生きてしまうのですから、そうい
うことを私は考えなくちゃならぬとい
う立場なんです。いま提案されたあな
たが、そんなルーズなことをやりま
す、そういう計画のもとにこの提案を
したのですけれども、あなたがおられ
ないし、言われない。しかし、違法
でないことは今後やれるのだ、こうい
うことになる、あなたがいまは心配
されてないことが将来は心配される
のです。ですから、私は少なくともこ
ういう本筋をくずす場合には、ごく限
定したものに一つ一応認めて、将来そ
ういう特例がまた必要になつてきたと

いう問題にぶつかったときには、法律
の改正によつてその特例を拡大してい
くという慎重さが、事教育に關しては
必要だ、特にまた、これは高校教育なん
です。私は何としてもその点は譲る気
持になれないのです。文部大臣が幾ら
私にそういうことでないといつても、
違法でないといふことを将来言われ
る。だから、その点の歯どめをこの法律
をつくったときには、この法案を議決
した立法院の趣旨はここに限定すべき
ものとして出したのであるということ
を、少なくとも将来残す必要がある。こ
れはみだりに拡大はできないのだ、そ
ういふお互いの、提案者の説明もそう
であつたし、これを審査した立法院の
立場もそうであつたのだというくらい
の歯どめがあつて初めてそういう特例
がむやみに拡大していくことを防ぐこ
とができる。ところが、あなたはその
説明であつた、これはおそれは十分
あります。ですから、これは何とし
ても文部大臣に、この際あなたが考
えになったのは、むやみに問題を拡大
しよう、特例を拡大しようといふこと
でなく、ごく限られた問題にぶつ
たから出したんでしょ。だから、現
在の場合、そのごく限られた問題に
ついてこの特例を適用したからこの
法律案を出しているのだ、われわれは
少なくともこの分野に限り、将来
新たに問題ができた場合にはまた御
検討願うのだ、そういうたてまえなんだ
というくらいのはつきりした態度を披
瀝してもらいたい。そうすればわれ
われもその点を信頼していくことがで
きる、審査を進めることができるわけ
です。私の言っていることはしつこい
ですか。

国務大臣(灘尾弘吉君) おっしゃる御
趣旨はよくわかつております。ただ、
今回の法案はごらんのお通り、このよ
うな特殊の例外を認める問題について
は、「技能に係る事項で文部省令で定
めるもの」、こう書いてあります。つ
まり、こういうふうな問題について
は文部省にひとつおまかせをいただき
たい、こういう趣旨でもって御提案申
し上げています。それに対して、そ
の趣旨はこういうことだと先ほど来い
ろいろ申し上げたわけでございます。
これに対して米田さんが、それは気に
ならない、こうしろと、こういうこと
になりますと、提案の趣旨と
違つてまいってくるわけでありま
す。私といたしましては、御意見は御意見
として承つておきたい以外に申し上げ
げようがないのでありまして、この法
律を幸いに御可決いただきま
す。先ほど申し上げましたような趣
旨で運用してまいりたいといふことは
はつきり申し上げますけれども、それ
以上は申し上げることは実は困難で
ございます。御意見は御意見として承
つておくということにならうかと思
つております。

○加瀬完君 ちょっと関連。しかし文
部大臣、基本線はあくまでも免許法に
定められております。一般あるいは二級
の教員が教育を担当するといふことが
たてまえでなければならぬと思つて
います。現状では、いま提案されて
いるような内容の教科科目については、
ういふ教員だけにたよるわけにはい
かないので、その便法を用いるといふ
もので、その便法といふものは、
あくまでもはつきりその科目なり期
限なりというものは、私はつけられて

しかるべきだと思つております。そうでな
ければくずれていくおそれもあるわけ
でありますから、くずす考えはないと
いふ文部省の御態度であります。な
らば、科目はこれとこれとこれ、でき得
るならば、これは暫定期間として何年
なら何年の間、その間において十分文
部省が責任を持って担当の教員を養成
するといふくらいのかまがなければ
私はならないと思つております。そう
でなければ、いわゆるいまのような教育
制度にたよる以外にそういった有資格
者を求めたいといふことならば、これ
は私たち賛成ではありませんけれど
も、旧文部省検定制といふものを
一回考えたほうが、まだいまの便法
より私はいいと思つて。中等教員検定
とか、高等教員検定といふものがあ
つた。その制度といふものを民主的に
一度復活するに何か方法はなにか
という御研究をなすつていただいたほ
うが私はよろしいのじゃないかと思
つております。具体的にこれを拡げてい
くうち、いま体育がございました。体育
の先生といふものは回転がうまいと
か、鉄棒がうまいといふことだけでは
体育の先生にはなれない。保健衛生と
か、生理とか、ほかの学科についても
これは学習がなければ体育の指導はで
きませんよ。中学校の指導だつてで
きませんよ。それを実技本意で、体操
がうまいといふことで体育といふもの
を選定されたならば、これは生徒は迷惑
だ。教育が破壊されるといふことも、大
げさに言へば言へると思つて。あるいは
書道にいたしまして、芸能の一部とい
うのですけれども、どういふものか
知りませんが、書道でも、芸能でもこ
れは子供の情操に与える影響は大きい
ですから、やはり教育者としての資格
といふものを兼ね備えた書道の先生で
あり、芸能の先生でなければ困るわけ
で、これを無制限に技術がうまいから
といつて採用されるならば、これはい
ま考へているような免許法の制度とい
うものは全くなつていきましたよ。
そういう点で、私はあくまでも便宜
なものであり、一時的なものであり、
基本はいまの免許法による正規の教員
によつて教育を担当させるのだ、しか
し、便宜、暫定の期間としてこの措置
をやるのだといふ点だけははつきりさ
せていただかなければ、米田委員の御
指摘のように、どうも足りないから買
手が悪くてもいいだろうといふことで教
師の質そのものがくずれていくと、こ
れは新教育の出發の理想といふものが
全くなつてしまふこととございま
すので、そういう点も心配して何
おるわけなんです。この点はやはり米
田委員の御主張を認めていただくわけ
にはまいりませんか。何も反対してい
ただきたいといふことだけでございま
すから。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 御趣旨はよ
くわかつております。ただ、政府とい
たしましては、こういう案でもって御
提案を申し上げ、御審議をお願いして
いるわけでありまして、その線に
沿つてひとつ何か御賛成をいただき
たい、かように考へておる次第でござ
います。今度の免許につきましては、私
どもまた柔道がうまいから、剣道がう
まいからといふ、それだけでもって教
師に採用するといふ考へはいたしてお
りません。そのために検定試験をやる
うといつたしておるわけでありま
す。

として適当な資質、能力を有すると認められた者に對し、「云々と提案の趣旨説明にあるわけです。この点で多少しく明確にしてほしいことの第一は、「大学の教育を受けたかいないかの別を問わず、」ということは、学歴は全く受験の条件にしないということなのかどうか、その点はいかがですか。

○説明員(村山松雄君) 原則といたしまして高等学校卒業程度以上の者について試験をやりたいという考えでございます。ただ、例外的に旧制中等学校を出た者も経過的には受験資格を与えたいと考えております。

○米田勲君 旧制中学卒業者について経過的な措置という説明がありましたが、間違ひありませんか。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 そういたしますと、この場合、「大学の教育を受けたかいないかの別を問わず、」という意味は、学歴は全く受験の条件にはしないんだということではなく、高等学校の卒業以上という条件がついていることになりませんか。そう理解していいんですか、高等学校卒業程度以上、卒業者。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 そうすると、現在の中学校卒業の学歴を持つておって、非常に実技にひいておる、拔群である、こういう場合は、この場合の受験の資格を持つ対象にはなりませんね。

○説明員(村山松雄君) 新制の中学校は含めておりません。

○米田勲君 次に、「教員として適当な資質、能力を有すると認められた者」というふうに説明されております

として適当な資質、能力を有すると認められた者に對し、「云々と提案の趣旨説明にあるわけです。この点で多少しく明確にしてほしいことの第一は、「大学の教育を受けたかいないかの別を問わず、」ということは、学歴は全く受験の条件にしないということなのかどうか、その点はいかがですか。

○説明員(村山松雄君) 原則といたしまして高等学校卒業程度以上の者について試験をやりたいという考えでございます。ただ、例外的に旧制中等学校を出た者も経過的には受験資格を与えたいと考えております。

○米田勲君 旧制中学卒業者について経過的な措置という説明がありましたが、間違ひありませんか。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 そういたしますと、この場合、「大学の教育を受けたかいないかの別を問わず、」という意味は、学歴は全く受験の条件にはしないんだということではなく、高等学校の卒業以上という条件がついていることになりませんか。そう理解していいんですか、高等学校卒業程度以上、卒業者。

○説明員(村山松雄君) そのとおりでございます。

○米田勲君 そうすると、現在の中学校卒業の学歴を持つておって、非常に実技にひいておる、拔群である、こういう場合は、この場合の受験の資格を持つ対象にはなりませんね。

○説明員(村山松雄君) 新制の中学校は含めておりません。

○米田勲君 次に、「教員として適当な資質、能力を有すると認められた者」というふうに説明されております

が、この場合はもちろん高校教員ということを対象にしておるのですから、高校の教員として適当な資質、能力のあるなしを認定することになるわけですが、具体的にはこの適当な資質、能力のあるなしの認定はどのようにしてなされるのか、また、どのような水準の資質、能力をこの試験では要求する考えなのか、その点を詳しく説明してほしい。

○説明員(村山松雄君)　まず試験の方法でございますが、これは専門家、学識経験者を委嘱いたしましたして、試験委員によって試験をやつていただく考えでございます。それから試験の項目でございしますが、これは実技並びに人物、学力についてやるつもりでございします。それから具体的なやり方でございしますが、実技に關しましては実地の調査を行ないますし、それから人物、学力等につきましては筆記試験あるいは口述試験といったような方法を加味することを考えております。詳細につきましては、試験委員を委嘱いたしますと試験委員の方々のお考えもあらうかと思ひますので、それらの方々の御意見なども参照しながら文部省令で決めていきたいというぐあいに考えております。

○米田勲君 この試験は、実技、人物、学力について試験をするという御説明ですが、その試験委員になられた方の判断にまかされるものでなく、省令でその点は規定したいと、こういうお考えのようですが、省令の中に規定される内容は、相当具体的に適当な資質、能力のあるなしの認定ができるような、そういうことになることを確信をしておりますか。

○説明員(村山松雄君) 省令の段階で規定しますことは、専門家、学識経験者を委嘱して、人物、学力、実技について口述、筆記、実技の面で試験をやるといふ旨を規定するにあるいはとどまらうかと思ひます。省令の段階でその考查の基準までを明確に書くことは現段階では困難ではなからうかと考えております。現実にはどの程度のレベルに達すれば合格せしむべきものであるかにつきましては、おそらく試験委員の方の判断が大きな要素になり、省令等で字であらわすことは困難になるんではなからうかと思ひます。それらの点につきましては、これから専門家の意見を聞いて慎重に練っていきたいと考えております。実技につきまして

は、申すまでもなく高等学校の担当すべき科目、つまり柔道、剣道につきましては指導要領の線に沿って指導でできる程度の実技というところが目標になるわけでございますが、そういう目標そのものを文章に表現することには限界がございますので、実質的にはかなり試験委員の判断に待つところが多くなるのではなからうか、かように考えております。

○米田勲君 試験の中に学力というのがあるのですが、どういう水準の学力を持っておることを要求するんですか。

○説明員(村山松雄君) 現段階で考えておりますのは、これはやはり専門の学力並びに教養、教職、全般的に調べたいと考えております。専門の学力、つまり実技そのものにつきましては実技の試験が主たるものになるわけでございませうけれども、これは何も実技の演技者の試験じゃございせんから、

あくまでも教員になるという段階で、個人指導、集団指導、いろいろ指導の方法があるわけでございますから、専門とする柔道、剣道につきましても、場合によっては筆記試験等の学力テストを行なう必要があろうかと思ひます。それから一般教養ないし教職課程につきましましては、この試験の趣旨からいたしまして、およそ高等学校の教員として最小限度備えておらなければならぬ良識的なこと、あるいは学校にあるいはクラス経営、生徒指導等について最小限度心得ておかなければならぬ教職の常識といったようなものを、筆記並びに必要があれば口述をも加えて試験をいたしたい、現段階ではかように考へております。

○米田勲君 専門教育のほうは別にして、一般教養と教職課程の面を学力によつて判定をするということになれば、この学力試験というのはどういう科目にわたるお考えですか。

○説明員(村山松雄君) この検定試験の趣旨からいたしまして、形式的に現在大学でやっておりますように、教育心理学とか、あるいは教育行政学とか、そういう科目に分けてやるという

ようなことは、少なくとも事務的な面では現在考えておりませんので、そういうものを総合いたしまして、およそ高等学校の教員として、技能にかかる分野といたしましても、生徒を指導するのに必要な最小限度の総合的一般的な教職の知識というようなものを調べる方法があれば、そういう線に沿って試験をやっていたきたいというぐあいと考えております。

○米田勲君　あなたは盛んにさっきから最小限度、最小限度ということばを

使うのが私は氣になるわけです。もちろん、便宜的な措置を講じていくのですから、その点はもちろん考慮の中に入るけれども、少なくともやはりこういう特別な技能を持つ教諭を採用しなければならぬ実情にあるとしても、教師としての一般的な教養や、その他教職課程についてもやはりそれにふさわしい人物を選ぶべきですな。それを無理に最小限度、最小限度といつて、そのことを軽視するようになったてまえを初めから持つこと自体がこれは非常に危険だと私は思うのですよ。やはり一般教養なり教職課程の問題についても、高等学校卒業程度以上のこれこれの科目についてこの程度の水準を要求するといふくらいのはっきりした決意

もなしに、何かしら漫然として高校教員に必要な最小限度の教養がテストされるというようなことでやっていくとどうなるか、やはり最後には実技になつてしまふのです。実技さえければあととは可もなし不可もなしでいいじゃないか、そういうことになつてはうまくなひのですよ、これは。そんなほうまで走つていつては。私はいまあなた方がそんなことをしようと思つていふというやうなことはないと思つていますよ。文部大臣もそんなことを軽率に考へてゐるとは思ひません。しかし、一度こういう法律が出たら、ともすると安易にそつちのほうに走つてしまふのですよ。実技さえできればいいじゃないか、あとはむづかしいこと言ふな、最小限度だと、こういうふうになつていつては、やはり小手先で何かが器用にできれば、それで高校の教員は教員としてりっぱにやれるのだといふことでは、日本の教育の将来のため

に芳しくないですよ。少なくともこの改正法案を出した皆さんは、政府の人たちは、そういうルーズにならないようにはつきりした考え方を持っていて出さなければ、大学を卒業した、そうして所要の修養年限あるいは単位の修得を要求はしないが、少なくともその点についてはルーズにならないように、一般教養の面についても、こういう科目を通じてある一定の水準を要求しますというくらいは明確なことであって、初めて私はこういう便法が許されるのであって、初めから最小限度だ、最小限度だ、科目を聞いても何を試験をするのか科目すらも言われない。大体、高校教員として常識的な一般的な教養があればいいのだといったような、初め

から出発がルーズなんでは先が思いやられるわけですよ。もう少しそれは明確にできないですか、少しけじめをつけたらどうですか。学力について試験をすることを言っているのでしょうか。それではどういう科目にわたって学力試験をするのかと聞いても、科目は言われないうというのがあるあなたの説明でしょう。そうじゃないですか。私はそういうように聞いたから反論しているわけですよ。そんなルーズなことでもなく、もっと明確にできないのか。幾ら便法を講ずるにしても、何ほでもくずれていくでしょう。あなたの言うような最小限度、最小限度というのは主観的なものですからね、最小限度だと言ひ出すと。私はそれを心配するのですよ。もう一度ははっきり答弁してください。

○説明員(村山松雄君) 一般教育、それから教職課程ということになりますと、御指摘のように、そういう科目が

あれば、人物、自然、社会科学にわた
りましていろいろな科目があります
し、教職課程であれば、教育心理学、
教育行政学あるいは教育財政、教育原
理といったような科目がございます
が、この高等学校の実技の教員の検定
に關しまして、そういう科目に分解し
て学力の試験をやるのが適當である
か、あるいはそういう科目に分解しな
いで総合的な試験をやるのがいいか、
これはまだ研究課題でございます
現段階ではいずれともきめかねてお
るわけでございます。先ほども申しま
したように、この法律が通りますれば、
省令段階で試験委員に委嘱して試験を
行うというものについてやる旨を規定
いたしまして、委嘱しました試験委員の
意見も伺いまして、高校教員の水準を
下げることなく実技の教員の不足を補
うという趣旨が実現できるような適正
な試験の方法を講ずる考えでございま
す。

○米田勲君 文部大臣にお答えを願
います。この場合、実技、人物、学力
等にわたって高校の教員としてふさわ
しい資質、能力を持つておるのかどう
かという認定をするための試験をやる
のだと思ひますが、この場合、実技だ
け重視されるということに走らない
で、一般教養、教育課程の面について
も高校教員としてふさわしいかどうか
という一定の水準を重視し要求します
という立場であるのかどうか、その点
だけははっきりしておいてください。
○国務大臣(灘尾弘吉君) 試験のしか
たにつきましては、先ほどお答えいた
しましたように、なお検討を重ねてま
いるつもりでおりますが、この特殊の
免許につきましても、ただ単に実技だ

けがすぐれておるというだけでは私は
教員として採用するわけにはまいら
ぬ。やはり教員たるにふさわしいもの
を身につけておる人でなければなら
ないかと思ひます。幾ら柔道
がすぐれておりましても、学生生徒か
らみましていかにもひどいというよう
な人を先生にするわけにはまいらぬ。
やはり先生らしい人に先生になつても
らわなければならぬ。そういう意味に
おきましては、いまお尋ねのございま
した、私はただ実技だけを重視するも
のではない。その他の資質という問題
について十分重視して試験を行ないた
いものと考えております。

○米田勲君 ところで私一つお尋ねをし
たいことは、こういう特例を設けて便
宜的な措置で高等学校の特に特殊の技
能を持つ教員を補充をするということ
になれば、これはいままでよりは、少
なくともわれわれの期待としては、数多
くこういう該当の教員を求めることが
できると思つておる。それをまた提案
者も期待しておられる。そこでお考え
を願ひたいのは、現在この高等学校に
対する教職員の配置基準といひます
か、この問題については、どこの高等
学校でも非常に問題にしているわけ
です。もっとその配置の基準をよ
くしてくれ、そうでないと充実した高
校教育ができないのじゃないかという
ことがしきりに問題になっておりま
す。特に義務教育関係の教職員の配置
基準が改正されたものですから、それ
を契機にして高等学校の各職場では相
当それが論議されている。そういう実
情にあるということをご認識していただ
きたい。そこで、いまこうやって特例
を設けた法案が成立をしますと、その

面の教諭が補充されていきますが、こ
の補充される教員は現在の高校の教職
員の配置基準のワケ外にしてもらいた
いという要求です。当面、もう少し根
本的な高校の教職員の配置基準を改善
をするまでの間は、少なくともいまの配
置のワケ内でこれを求めるというので
なく、ワケ外にして、こういう特例技
能の面を持つ教諭を充実していくとい
う措置を講じてもらいたいというのが
私の主張なんです。現状からいって。
この点はいかがでしよう。

○説明員(村山松雄君) 御指摘の点に
つきましては、これは初等中等教育局
におきまして十分善処せられることと
思ひますが、まあ実際問題として私ど
も考えておりますのは、この新しい免
許状はごらんのように非常に分野が限
定されております。現行の免許法のた
てまえでいきますと、その免許状の範
囲以外のものは担当できないたてまえ
になっておりますので、実際問題とし
ては、まあ柔道、剣道の免許状がどの
ようにして授与されましても、定数の
範囲内で常勤として採用されるという
ようなことはほとんどなくて、非常勤
講師としての採用によって、その分野
の指導力を強化するという措置が、ま
あとありあえずとられることと思ひま
す。そういたしまして、この教師の現
場における受け入れ状況などともに
らみ合はせまして、定数の問題は、今
後、十分に善処していくように、初等
中等教育局においても現在考えておら
れるようでございます。

○米田勲君 文部大臣にお約束を願
ひたいのですが、いまおそれから説明が
ありましたが、この種の教諭をこれか
ら補充をしていく、充実をしていくこ
とになります。当面、現在の高校の
配置教員の定数に食い込んでこれを補
充していくという措置はとらないでも
らいたい、そういう方針でいってもら
いたい、そうして近い将来には、やは
り高校の教職員の配置基準そのものを
改正する必要があるのですが、そうい
うときに総合的に検討するとして、当
面としては定員のワケ内に食い込んで
いくということではなく、ワケ外の採用
の仕方を認める、こういう方針でやっ
てもらいたい。こう思ひますが、大臣
から、ひとつはつきりその点の御答弁
をいただいておきたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 御趣旨を十
分尊重いたしまして検討いたしたいと
思つております。

○米田勲君 ところで、私、最後にお尋
ねをしたいことは、この法案に關連し
て高等学校教員資格試験規程案が
文部省の中ですでに準備されていると
聞いておるのではありません。その要綱を
この際、この法案の性格からいって
も、ここで御説明を願ひたい、こう思
ひます。ひとつ御説明を願ひたい。

○説明員(村山松雄君) 現在、この法
律の規定を受けてまして高等学校教員
資格試験の規程を文部省令として、法
律が通れば立案すべく、準備中でござ
います。その内容といたしましては、
第一に、試験の施行期日、場所、出願
の期限、その他実施の細目はあらかじ
め官報で告示する旨、規定したいと
思つております。第二点といたしまし
ては、試験資格でございます。試験を
受けることのできる者は、高等学校を
卒業した者またはこれと同等以上の資
格を有する者ということの規定いたし
たいと思つております。それから第三

点といたしましては、試験の手数料の
問題といたしまして、試験を受けよう
とする者は、文部大臣に願ひ出るもの
とし、この場合、所定の手数料を納付
しなければならぬ旨、規定いたした
と思つておるわけでございます。そ
れから第四点は、試験の委員と方法で
ございまして。試験は大学の教授、そ
の他学識経験者のうちから文部大臣が委
嘱する委員が受験者の人物、学力及び
実技について行なう旨、規定したいと
思つております。第五点は、文部大臣
は試験の合格者に対して合格証書を授
与するということの規定いたしたいと
思ひます。それから第六点は、授与権
者の規定でございます。免許状は都
道府県の知事または教育委員会が授与
する旨、規定いたしたいと思つており
ます。以上が現在考えております高等
学校教員の資格試験に關します文部
省令の案の概要でございます。

○米田勲君 現在案でしようが、い
ま説明された六項目については、これ
はあとからそのうちの重要な事項が削
除になつてしまふというようなことは
なく、ほとんど最終的な要綱だと理解
していいですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) そのように
御了解願つてけっこうだと思ひます。

○米田勲君 四番目に、試験は大学の
教授、その他云々とありましたが、こ
れは実際の問題としてどうなさるお考
えですか。試験の場所から考へて、こ
の委員の委嘱というものは、全国を幾つ
かのブロックに区切つて、そのブロック
別に委員を任命し、そこで受験がで
きるようにするものかどうか。あるいは
全国に一つ、東京なら東京に一つだ
け置いて、そこに委員の委嘱をして試

験を行なう、こういうふうになるものか。構想としては、どういふものを持っておりますか。

○説明員(村山松雄君) 試験の場所は、この試験の趣旨にかんがみまして、全国ブロック別に数カ所設けたいと思っております。したがって、この試験委員の方には、たとえば問題の作成とか、基本方針に關しましては、おそらく東京にお集まりを願つて御相談願ふことになると思ひますが、たとえば実地の試験などは、各ブロックの試験場に御出張願つて試験をしていただくというような運営の方法にならうかと思つております。

○米田勲君 そうしますと、ここで一定の数の委員を文部大臣が任命して委嘱をする、その委員が各地に出かけて、そこで試験の審査を行なう、こういうやり方なんですか。

○説明員(村山松雄君) 試験の中身にもよります。たとえば筆記試験のごときは、中央で問題を作成していただければ、あとは事務的に処理できると思ひますが、実地の試験等になりますと、どうしても会場を全国に数カ所設けるとすれば、試験委員の方に試験場出張願つて試験をしていただくことになるかと思ひます。そういったしまして、最後の取りまとめといたしましては、会場によつてレベルが違つては困りますので、また、その結果を全体がお集まり願つてバランスをとれるように御検討願つた上で最終的な判定をする、そういうやり方にならうかと思ひます。

○米田勲君 委員の委嘱はどれくらいこの種の試験のために委嘱する

考え方を持っておりますか、全体として。

○説明員(村山松雄君) 現在のところまだはつきりした数の予定はございませんので、実は一ぺんに全員ということとでなしに、この法律が通りまして、柔道、剣道、計算実務別に、まずこういう問題についてかねて関心のあつた大学の教授もありまして、それから現場の高等学校のほうでかなり具体的な御要望もございまして、その他実地の経験者などもございまして、それから中心的な方と御相談をいたしまして、次に全体的なやり方をきめていく、そういう二段階がまえの準備をいたしたいと思つております。

○米田勲君 私は先ほどの質問の中で述べているから繰り返しません、あまりにこの試験委員が少数だということになりますと、試験の審査の結果に主観が働く余地が多い。特に実技の人ばかりを多くして、試験委員がそういう選ばれ方をするというような場合には、それだけが重んぜられるという思ひね結果になるといふこと、これはある程度数についても潤沢な委員の委嘱があらかじめ必要だろう。それらの人の衆知を集めた中で便法を講じて、高校教諭としての資格が十分あり、水準が落ちないというふうなことを配慮しながら試験が行なわれていくという必要がある、いま承りますと、全く数については考へておられないようですが、その点の配慮はどうですか。

○説明員(村山松雄君) 数が何人であるかといふところまでまだ考へておりませんが、御指摘のように、少数で個人の主観によつて試験のレベルが乱れ

るといふことのないように、十分予算あるいは会場の許す限り多くの方にお願いをいたしまして、適正な結果を得るように配慮をいたしたいと思つております。

○米田勲君 いまの要綱の説明によりますと、私の理解としては、試験を受けたその結果の合否は、この試験委員によつて最終決定されるものと、この判断をして聞いているのですが、それに間違いありませんか。

○説明員(村山松雄君) 実質的に試験委員の判定が最終的なものというぐあいに考えます。

○米田勲君 その実質的というのはどういうことですか。私の聞いているのは、試験の合否は委嘱した委員の合議でしょう。合議によつて最終判定がされる、そうしてその最終判定をされ、合格ときまつた人に対して文部大臣が第五項に基づいて合格証書を出す、こういうふうには私は理解しているのですが、どうですか。

○説明員(村山松雄君) 御指摘のとおりでございます。

○米田勲君 間違いないですか。この法案については第一項ばかり主として質問しましたが、第二項のほうにかかわる問題は、私自身が提案しているもので、そのほうの質問はする必要がないわけですか。ただ、私は先ほどからしつこいようにこの法案の過程で質問をしておることは、こういう便法はあくまで本筋ではないといふことを文部省としては固く堅持してもらいたい。先ほどは加瀬委員から話が出ていましたが、私の主張をもつてすれば、これはやはり暫定法とすべきだとすら思っている

のです。そして本格的なそういう教員の養成は、いままの大学教育の中で不足しておる面を充実していくのが本筋だと思ひますが、しかし、その点については提案されたほうで考慮されておらないんですが、少なくともそういう特例を便宜上の理由から講じていかざるを得ないという事情についてはわかるけれども、先ほどから幾つかの重要な点について質問をいたしますと、どうもこれは将来省令の中でしきりに拡大されていく懸念がある。また試験の場合におけるその高校教員としての資質や能力の査定についても、その水準が不用意に下げられていく懸念もあるといふことから、私は原則的にこういう便法はやはり講ずべきものではないといふふうに考えますが、一応、時間の關係がございまして、以上で私の質問を終わらさせていただきます。

○委員長(中野文門君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、柏原ヤス君が辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、両案のうち教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第二一九号)についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議がないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別にお述べを願ひます。

が、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第二一九号)を問題に供します。

本家に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時まで休憩をいたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時十八分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を再開いたします。

国立教育会館法案を議題といたします。

本法案については、提案理由の説明をすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○加瀬完君 最初、国立教育会館法案の条文における語句の内容、または意味等につきまして、いろいろ御質問申

し上げる前に確かめておきたい点がございいますので、お伺いをいたします。最初に、第一条に「国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、」云々とございいますが、この「運営」と申しますのは、同二十条にございいます業務として、「教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。一、教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。」とございいます。この二十条並びに第一条の「運営」というのは同じ意味でございいますか。また、どういう内容を指しておりますか、お伺いいたします。

○政府委員(福田繁君) 教育会館法の第一条の目的でございしますが、「国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、」云々という目的を規定いたしております。この研修施設の運営ということばの解釈になるわけでございしますが、二十条にも一項の第一号に、「研修施設を設置し、及び運営すること。」と、こういうようにございしますが、この運営するということば自体はこれは同じ意味でございします。ただし、教育会館法の第一条の目的に示しております趣旨は、大体、教育会館の設置の目的そのものをここに抽象的に書いたという趣旨でございします。具体的業務の内容につきましては二十条にこれを規定すると、こういうような方法をとっているわけでございます。

○加瀬完君 衆議院の審議のときに同じ問題が出たと思ひますけれども、昭

和三十六年の三月十七日の衆議院の文教委員会、前荒木文部大臣が、「運営」ということは建物の管理、運用ということだけであって、たとえば教職員の研修会を催すことそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体を企画するという責任においてやってみたり、などということは考えられないことなんだ、と言っておりますが、この第一の条の運営について、ただいまではそうではなくて、二十条のとおり、建物の管理、運用のみにとどまらないで、教職員の研修の主催あるいは企画、あるいは研修自体の責任、こういうものも行なう内容を含めて運営といっておるのだと解してよろしゅうございしますね。

○政府委員(福田繁君) 最後のところの御質問の趣旨を十分に聞き取れなかったのでございしますが、この第一の条の「研修施設を運営し、」ということ自体は、二十条の第一項の一号の「運営」云々ということと同一ように解釈をいたしております。ただ一条のほうの「研修施設を運営し、」それ以下に、「教育関係者の資質の向上を図り、」云々ということがございします。これはもちろん目的条項でございします。そういう意味で、単にこの施設を管理、運営するということだけでなく、その他の資質向上をはかるために必要な業務というものが当然第一条に予測しているものと、こういうふうに解釈をいたしておるわけでございます。

○加瀬完君 これは大事なことでございしますから念を押しますが、そうすると、前文部大臣の荒木さんの御説明とは、いまの文部省のお立場が違つてお

る、荒木さんの御指定になった単に管理、運用だけではなくて、教職員の研修会を主催、企画、あるいは運営自体の責任と、こういうものもこの運営の中に含まれて現在では考えていると解してよろしゅうございしますね。

○政府委員(福田繁君) 荒木前大臣の御発言と違つたというようにお聞きいただきますとちょっと困るのでございしますが、衆議院でも申し上げましたように、荒木大臣が三十六年の文教委員会におきましてお答えになりましたことは、これは事実でございしますが、私もいたしましては、当時まだこの国立教育会館という営造物を建設いたしまして、そしてどういう形においてこれを運営するかというところもまだ確たる決定はいたしておらなかったわけでございます。いわんやこの特殊法人にいたしまして、どういう細目の運用をするかということにつきましても、当時まだ決定をいたしてなかった時代でございします。荒木大臣がお答えになりましたことと若干違つたようではございますけれども、私もいたしましては、この営造物ができてまいりました。これを具体的に特殊法人として管理、運営するその細目につきましては、現在の時点におきまして法文にそれを具体的に詳しく書いていくというふうなことになるので、その点があるいは御質問の要点かと思ひますが、そういう点において、三十六年の荒木大臣の御発言とは少し違つていふというふうな御指摘だろうと思ひますが、それはそれとおりでございします。

○加瀬完君 ですから、二十条の内容が、現在、文部省の考えております教

育会館の運営の内容だと考えているわけですね。

ないのではありません。したがしまして、それがこれを認定するかということでございますが、これは最終的には文部大臣が任命権を持っておりますから文部大臣であるかと思ひますが、業務上のことににつきましては、監事もまたこの業務を監査いたしまして、適正に業務が行なわれることを、それを監査をするのが役目でございますから、したがって、監事のそういった監査の上から、そういう義務違反だということが出てまいりますれば、具体的にはそういう手続を経て文部大臣が解職をするということにならうかと思ひます。

○加瀬完君 次に、十三条の役員の解任の第二項でございしますが、「文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することと」ございまして、その二号に、「職務上の義務違反」ということがございします。この職務上の義務違反というのは大体どういうことを推定をいたしているのか。また、違反の認定はだれがするのか、文部大臣でございしますか。また、文部大臣はこういう形式を踏んで違反の認定をなさるのか、形式を踏んでというのとは、どういう補助機関などによりまして違反の認定をなさるのか、この点。

○政府委員(福田繁君) この役員の職務につきましては、第九条に、館長あるいは理事の職務規定がございします。したがしまして、館長なり理事はこの職務規定に従ひまして、この国立教育会館法なるものが成立いたしますと、この法律に従つて職務を忠実に執行する責任があるわけでございします。また、義務もあるわけでございします。したがって、この法律に基づく会館のきまり、言いかえますと、定款に従つて業務を運営する必要があるわけでございします。したがって、この「職務上の義務違反があるとき」というような場合は、これはもちろんこの法律に違反するとか、あるいは法律に基づく定款に違反するとか、あるいは具体的な事実がありまして、こういうふうな職務上の義務違反が

○政府委員(福田繁君) この役員の職務につきましては、第九条に、館長あるいは理事の職務規定がございします。したがしまして、館長なり理事はこの職務規定に従ひまして、この国立教育会館法なるものが成立いたしますと、この法律に従つて職務を忠実に執行する責任があるわけでございします。また、義務もあるわけでございします。したがって、この法律に基づく会館のきまり、言いかえますと、定款に従つて業務を運営する必要があるわけでございします。したがって、この「職務上の義務違反があるとき」というような場合は、これはもちろんこの法律に違反するとか、あるいは法律に基づく定款に違反するとか、あるいは具体的な事実がありまして、こういうふうな職務上の義務違反が

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げましたように、この法律の規定に従ひまして業務を執行しなければならぬわけでございますので、この法律に規定をいたしております事柄と違つた、この法律にそむいて業務執行が行なわれた場合には、当然に職務上の義

務違反ということにならうかと思ひます。一例をあげますと、館長の場合でございますが、一定の事項については評議員会の意見を聞いてこれを行なわなければならないということになっております。これは十八条でございます。三項に、「定款の変更」とか、「業務方法書の変更」とか、いろいろ掲げてございますが、そういう場合に、評議員会の意見を聞かなくてはならない場合には、やはり法律の規定にたがうわけでございます。そういう点において欠陥が生ずる。あるいはまた、いろいろあると思いますが、所管官庁の認可等を経なければならぬような手続規定がございまして、事業計画とか、あるいは予算とか、そういうものにつきましましては文部大臣の認可を受けなければならぬということになっておりますが、そういう認可を受けないで予算、事業計画をきめるというような場合においては、やはり法律の規定によれば義務違反という問題が起きるだろうと考えております。この法律の中に書いてありますいわゆる監督規定等で許可あるいは認可、届出といったような所定手続を経ないでいろいろ勝手なことをやられた場合にはそういう問題が起きようかと思ひます。

○加瀬完君 その点は内容の質問の際にもう少し具体的に私のほうでは疑義をただしたいと思ひますが、一応、文言の質問に限りたと思ひますが、役員の兼職禁止を規定しておりますが、四條でございまして、ここに、「ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とあります。すなわち文部大臣は兼職禁止の十四條におきましても、禁止をしないで済ませ得る、承認も与えられるわけでございます。そこで文部大臣がどういう場合に承認を与えるのか、承認要件といひますか、承認の条件を聞かせていただきたい。

○政府委員(福田繁君) この会館の役員でございますが、この役員につきましては、第一条の目的に示しておりますように、「研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする」ということが書いてございまして、が、そういった目的のもとに、具体的にこの二十條に掲げますところの業務を遂行するわけでございまして、したがって、役員としては、この会館の目的に従つてこの業務を忠実に執行するいわゆる職務に専念する義務があるわけでございます。そういったたてまえから申しまして、この会館の目的と相いれないようなものについては役員としては適当でないということが言えるわけでございます。したがって、そういう意味から、これはいわば教育団体でございまして、営利を目的とする団体の役員になることは適当でないと。こういうような観点からの禁止規定でございます。ただ、職務専念義務と申しますか、この会館の維持、運営、管理等につきまして、その役員が営利事業に従事したとしておきましても、それがさして影響がない、支障にならないというような軽微なものでございませうれば、これはその当該の役員の人、職員にもよるわけでございまして、支障がないと認められる場合においては、文部大臣は、これの業務を認めよう、こういうようなことでございまして、抽象的に申しましたが、それ

らの承認の要件は、やはり従来の特殊法人などの先例や、あるいは個々の人についての具体的な問題について判断をして文部大臣が決定される、こういうことにならうかと思ひます。

○加瀬完君 業務内容を規定した二十條でございまして、「教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう」といたしまして、一に、「教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること」とございまして、で、この「運営」は、教職員の研修会の主催、あるいは企画、運営、こういうものを全部含んでおると認めていいわけですね。

○政府委員(福田繁君) この二十條の第一項の一号でございまして、これはこの研修施設としての会館を設置し、これを管理運営するという趣旨のことを書いてある。したがって、行政機関あるいはその他の機関におきまして研修等を行ないます際に、この会館を借りて研修会を実施するというような場合、すなわち、言いかえまして、その施設を提供してやるという場合がこの一号でございまして、みずから教育会館が特殊法人として研修会その他の教職員のための資質の向上に必要な事業を行なうということ自体は二号で規定しているわけでございまして、一号はさような趣旨でございまして、

○加瀬完君 その二号の、いま申しました「研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと」とございまして、が、「必要な業務」というのはどういうことですか。

○政府委員(福田繁君) この二号の、「講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務」と申しますのは、研修会、講習会その他のものを主催し、実施する場合もございまして、また、研究会、講習会といったようなそういう名称のものでなくとも、たとえば文化講演会式のもの、一般教職員のいわゆる教養を高める上におきまして講演会を実施する、そういうたぐいのものはまあ後段のほうに入らうかと思ひますが、そういった意味で、各種の資質向上のための業務を行なうという規定が置かれたわけでございまして。

○加瀬完君 このいろいろ衆議院段階の質疑の中で明らかにされておりますけれども、たとえば教育会館の仕事として、教養講座とか、まあ説明を若干加えなければならぬ、語学講座とか、まあ大ざっぱに言えば、語学講座とか、視聴覚教育講座とかというようなものが考えられておりますね。それらをこれは「必要業務」といふのか、それ以外の「必要業務」といふのか、その他何かあるのかどうか。

○政府委員(福田繁君) これは抽象的な規定でございまして、「資質の向上のため必要な業務」という概念の中にはいろいろ入り得ると思ひます。しかし、具体的に何をやるかということ、これはまあ会館の運営上の問題でございまして、いまここで申し上げる内容ではないと思ひますけれども、たとえば先ほど御指摘のありましたような語学の研修会、あるいはまた視聴覚関係の設備を使った視聴覚教育関係の研修、そういうものもその前段の研究、研究集会といふは研究集会になるわけでございますが、研究集会という

名称に適しないような、そういう類似の事業があるわけでございまして。そういうものをひっくり返してその他の必要な業務、こういうふうに解釈していただきたいと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、法律的には教育会館で、ここに定められておる、本法で定められておる目的に従つての必要だと考えられる業務は幅広くやり得る権限が与えられておるのだということに解釈してよろしうございませう。

○政府委員(福田繁君) これはむしろ抽象的な規定でございまして、幅広くと申しまして、そう無制限にこれはやるわけにはいかないだろうと思ひますが、もちろん第一条の目的を逸脱するようなものであつてはならないわけでございまして。先ほど申し上げましたような語学の研修とか、あるいはまた視聴覚関係の研修、あるいは一般の文化講演式なものは、当然こういうものに入らうと思ひますが、それにやはり類似したものであつても、そう無制限にそれを広げるわけにはいかないだろうと考えております。

○加瀬完君 あと、こまかいことは内容の質疑のときに触れます。それから二十一条の「業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受け」とあります。業務方法書は、先ほどちょっと申し上げましたが、省令でございまして、その案を見ますと、研修施設の設置及び運営に関する事項といふのがございまして、それから必要な業務に関する事項といふのがございまして、これはいずれもそういう内容を整えて文部大臣に申請をいたしまして認可を受けなければ業務の執行

ができないことになりすね。そこで、業務方法書の中の運営に関する事項なり、あるいは業務に関する事項というものは、さらに細分をしないとどういふことを一本書かなければならぬものなのか。

○政府委員(福田繁君) もちろん他の特殊法人におきましても業務方法書の記載の仕方というものは、大体これは先例と申すか、他の類似の特殊法人と同じような内容にならうかと思ひます。したがひまして、第一号、第二号、第三号等にあけておりますように、業務につきましてもそうこまかく具体的に書くようなやり方をいままでいたしてありません。したがひまして、この場合におきましても非常にこまかい規定を置かないだらうと思ひますが、たとえば業務方法書でございまして、業務執行の基本原則、あるいはまた施設の運営についての基本原則、そういったものが他の特殊法人について行われております。したがひまして、具体的にはあまりこまかく業務方法書の中に書かないのが通例でございす。

○加瀬完君 そうすると、いつどういふ講習会をやるとか、研修会をやるとかといったような詳細なことは、一々文部大臣の認可を受ける必要はなく、教育会館独自でできるのだということですか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、毎年度の教育会館の予算並びに事業計画によつてこれはきまるものでございす。業務方法書そのものは先ほど申し上げました方針でございすので、抽象的にしか書きませんけれども、毎年度の予算とそれから事業計画というによりまして、たとえば英語の研修を何回やるとか、あるいはまた視聴覚教育関係の講習会を何回実施するとか、それに必要な予算はこれこれだといったようなことをそれらによつてきめるわけでございす。それによつて当該年度の事業というものがはつきりしてくる、こういうふうな御了解いただきたいのでございす。

○加瀬完君 次に、報告及び検査が記載されている三十三条でございす。その三項に、「第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」、こう書かれてありますが、これはどういう意味ですか。

○政府委員(福田繁君) これは御承知と思ひますが、戦後の立法例はこういう三項のような規定を置くのが普通でございす。もちろん行政機関の職員でございすので、特殊法人につきましても立ち入り検査などをいたしまして、それはもちろん犯罪捜査のためにやるものではございせん。行政機関が必要とする範囲において具体的に調査をする、実地に調査をする、そういう趣旨でございすから、それを念のために三項において書いた、こういうふうに御了解をいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 九条の「(役員)の職務及び権限」の四項でございす。が、「監事は、監査の結果に基づき、必要があるときは、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができ。」とございす。ほかの、大体、教育会館に類似している特殊法人で

は、やはり監事の監査結果は館長あるいはその特殊法人の責任者を通じて上級の監督者に報告をするということにはなつていないのじゃないですか。

○政府委員(福田繁君) この点も最近の立法技術上のいわば慣例とでも申しますか、やり方でございまして、最近の立法例になつたわけでございす。

○加瀬完君 最近の立法例はこういうふうになつていないのじゃないですか。他の法人、なつていますか。それから館長または館長を通じてその館長の権限内の監査の結果を報告しようとしたところで、これは文部大臣にそのまますなおに通る場合はかりはないといふことも考えられますね。なぜ一體、監事から監査の結果を直接、館長を通じて、文部大臣に意見を提出するといふ普通の方法をとらなかつたのか。

○政府委員(福田繁君) この点はむしろお説のような、御指摘のようなことも当然に考えられるわけでございす。ただ、政府といたしましては、法制局の立法技術上の問題としてこういう書き方をいたしたわけでございす。ただ、館長を通じてというふうなことにございましては、考え方といたしまして、この監事が監査をした結果を文部大臣にそれについて意見を出すという場合にございましては、当然に館長というものを通してこういうことがあつたといふことを館長にも知らしておくといふ意味において必要なことではないか、こういうふうな考え方から館長を通ずるような規定にいたしましたわけでございす。

○委員(長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(長(中野文門君) 速記を起しなさい。
○加瀬完君 文部大臣のお話もございしましたので、いづれまた私どものほうでは十分研究をしてみたいと思ひます。

逆になりましたが、八条の役員のところ、教育会館に、役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。」とございす。これは、役員は十四条によつて兼職が禁止されているので、したがつて、この役員は研修を受ける面の教師の側からは役員は出されないと考えてよろしゅうございすね。研修を受ける側のほうには役員にはなれないと考へていいわけですね。

○政府委員(福田繁君) この役員でございす。が、十二条に役員としての資格事項をきめてあります。したがひまして、その他におきましてこの役員として適当な学識経験を備えるという者であれば、この役員として任命し得るわけでございす。したがつて、教師の側とか何とかというふうな、そういう考へ方ではないわけでございす。

○加瀬完君 しかし兼職規定があるわけですから、ですから研修を受ける学校の校長、教頭、教諭といったような側からは役員に出られるわけにはいかないでしょう、これは。出す出さないといふことではなくて、法文上出られないでしょう。

○政府委員(福田繁君) 先ほどちょっと申し上げましたが、十二条の欠格事項の中には、

条項の中には、政府または地方公共団体の職員というものは役員になれないように規定されております。そういう意味でなれないわけでありす。

○加瀬完君 十八条の評議員会ですけれども、二十人以内の評議員には、兼職規定または禁止規定というものはないわけですか。

○政府委員(福田繁君) 評議員は一般に非常勤の者でございすから、したがつて、兼職規定はございせん。

○加瀬完君 四條の資本金でございす。が、教育会館の資本金は、教育会館の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。」二項には、「教育会館に追加して出資することができ。」、三項には、「その出資額により資本金を増加するものとす。」とございすね。そうすると、これは他の特殊法人の資本金の規定とは違つていますね。

○政府委員(福田繁君) この資本金に関する第四條の規定は、他の特殊法人とも大体同じ規定になつております。

○加瀬完君 大体といひますと、違つていふところもあるわけですね。どこが違つていふんですか。

○政府委員(福田繁君) これは国立競技場の資本金の規定と同じ規定のしかたをいたしております。私いま申し上げましたのは、若干、記憶は正確でございせんが、私学振興会などの資本金の規定と若干違つておるんじゃないかというふうな考へ方をいたしてありますから、さう申し上げましたが、国立競技場の規定と全く同じでございす。

○加瀬完君 こういう法文上の資本金というものは、資本金の額が明示されていることによつて、大体事業内容なり事業規模なりというものが理解できる、こういうたてまえをとっているわけですね。で、この第四条の資本金は、まあ極端にいうならば、資本金は無限度にふえていくわけですよ、年度の中で、それではその資本金をつかんで、大体事業内容がどうなるか、事業規模がどうなるかというのを推定するわけにいかない。かりに、これが特殊法人で国会に予算がかかる問題だとしても、国会にかかった予算が、また変化をしていくわけですから、これは国会で十分な監督をしようたててできないですよ。国に關係ある機関の特殊法人というのは、こういう資本金の構成というものは今までとっておらなかったわけだ。それを特別こういう形をとるといふことは異例じゃないか。しかも、競技場は競技場の設備がよくなくていいだけで、事業規模は、過程においてはふくらんだとしても、結果においてはだれが考えたって資本金がふえ、事業規模がふくらんで、設備がよくなるということは見当のつくことです。教育会館の場合はそうでない。事業内容がまるきり変わってくる、資本金の金額の増減によつて。そういう心配のあることが多いので、通例は資本金というものは明文化して、動かないものにしてあるわけですよ。これは非常に運用のほうからは、運用の側からは都合がいいけれども、監視をする側からは不得要領、つかみどころのない規定の資本金ですよ。こういう資本金というものは特殊法人は今まではとられておらなかった。それ

をことさら、これをお取り上げになりましたのはどういふわけなのか、念のため伺つておきます。

○政府委員(福田繁君) 御指摘のように特殊法人の資本金につきましては、規定のしかたに二通りあるかと考えております。たとえば私立学校振興会法などによりまして、第五条に資本金の額を具体的に明示しております。これは設立当初の資本金の額でございます。これは政府が出資を出資し、あるいは債券を出資する、そういう形においてできた法人でございます。したがって、当初はその債券並びに出資金というものを資本金として掲げているわけでございます。現在はいもうすでに百億近くになっておりますけれども、この私立学校振興会法の資本金の規定は、別に百億というふうな改正はいらないでいいはずでございます。それから別の形といたしましては、国立競技場のようないふ物理施設、設備、そういうものを出資します場合には現物出資でございますから、この資本金の額としては法律の中に規定をしないのが普通であらうかと思ひます。したがって、国立競技場法の中にも資本金の額というものは明示してございませう。それと同じように、この場合におきまして第四条における資本金の額というものは、これは出資金ではなく現物出資でございます。土地、建物あるいは設備というものを現物出資の形でなすわけでございますから、個々に資本金の額としては掲げていないわけでございます。

財団ですか。——建設の過程かどうかは知りませんが、いまいちです。ね。こういう第三者の寄付というものを将来受け入れて、この資本金の中に入る、あるいは予算の中に入れるというふうなことも含まれるのですか。

○政府委員(福田繁君) 将来そういう一般の民間からの資金によつて設備を増加するという場合におきまして、それを教育会館の資本金に追加して出資する、そういう場合もあり得ると思ひます。また、政府自体がこの施設を拡張するというような場合におきまして、その拡張した施設を現物出資するということも将来あり得ることでございます。しかし、当面ここでそういう具体的な事柄については予測はいたしておけません。

○加瀬完君 こまかいことになりましたが、一応、会館法案の文言上の疑義を終わります。次に、会館の建設理由等についての質問に移りたいと思ひます。

いろいろな文部大臣の趣旨の御説明などを承わりました。教育の振興のためには教職員の資質の向上をはかることが大切であるということが力説されておられるわけでございます。これはそれとおりだと思ひます。それならば、教育能率といふことも、効率の上がらない教育の悪条件の除去という点も当然文部省の責任でございませう。で、教育の振興のためには、教職員の資質の向上ということ、教育の悪条件の除去ということ、先後はつけられないようなもの、もし先後をつけるとすれば、文部省としてはいづれを先に取り上げるべきだと思ひます。直接的責任は、むしろ私は教育の

悪条件の除去というところに重点を置いて考えていたかなければならぬ。のが文部省のお立場ではないかと考えておられるわけでございますが、この点は大臣いかがですか。

○国務大臣(尾崎弘吉君) どちらがどうということ、先後を言うわけに私はまいらぬと思ひます。今日までの実績についてごらんをいただければ御理解いただけるかと思ひます。でございますが、教育に関する諸条件を整備する、言いかえすれば、また教育に関する悪条件を除去していくということは、これは教育行政として基本的な問題でございます。それに努力することは当然過ぎるほど当然のことだと私は思ふのでございます。同時に、教育関係の職員の研修という問題も大事なことでございます。従来からやられておられるわけでございます。しかし、さらにこれをよき環境のもとに徹底してやりたいということ、この教育会館法というものを考えたわけでございます。いづれが重いか軽いかということ、はなはだ申し上げにくいと思ひますが、基本的には、何としても教育諸条件を整備するという教育行政本来の目的、これを何よりも大事なこととして考えなければならぬ。大きな意味から申せば、この法案もまた諸条件を整備することの一つだ、こういうふうにお考え願つてもいい問題ではないかと思ひます。で、

○加瀬完君 この国立教育会館法案の提案の御説明の中で、教育を振興し、次代をなす青少年を健全に育成していくためには、常に教育職員その他の教育関係者の資質の向上をはかつていく

ことが重要である。これらの教育関係者の効果的な研修に資するためには研修施設を設けることとして、一昨年来、施設の建設を進めてきたのがこの教育会館だ、こういう御説明がございました。次代の青少年の健全育成のためには、教職員の資質の向上をはかつていくことが重要であります。これは御説明のとおりでございます。しかし、この資質の向上をはかる責任は文部省だけではございませんで、これはむしろ、研修の責任は教育委員会、任命権者にあるわけでございます。研修の責任が任命権者にあることは法文上これは明かでございます。むしろ、第一義的に責任といえば、研修が不十分だということであれば任命権者が責められるべきであつて、文部省は任命権者に完全な研修をさせるよう指導助言なり、あるいは勧告なりというふうな方法が講じられてしかるべきだと思ひます。で、この会館というものを建てなれば、教職員の資質の向上ははかれなくとお考えになっております理由はどこでございませうか。

○政府委員(福田繁君) ただいま御指摘になりましたように、教職員の資質の向上を絶えずはかつていくということ、これは、とりもなおさず教育の振興のためには必要なことでございます。したがって、任命権者である教育委員会につきまして、研修のいわば義務を公務員法等において課しているわけでございます。同時にまた文部省も、文部省設置法におきまして具体的に教職員のための研修事業を行なうように、いま職責を与えられておりま

す。そういった意味から、文部省あるいは地方の教育委員会などが協力いたしまして、絶えず教職員のために資質の向上をはかるような事業を進めていくということとは、これは当然必要なことでございます。ただ、そういう際に、いままでも適当な施設がないために十分研修の目的に沿わないようなことも往々あったわけでございます。と申しますのは、相当やはり全国的な教職員の研修になりますと、数も多くなり

ますし、また、いろいろ近代的な設備も必要な研修もございいます。そういった意味で、やはり必要な施設設備というものを持たなければ十分効果的な研修というものをやり得ないといううらみがございましたので、そういった点から、こういう施設がつくられることによつて、さらにいままでもやっておりますした研修の効果というものを一層高めるゆえんであらう、こういう趣旨からこれがつくられてきたわけでございいます。

○加瀬完君 文部省が教職員の資質向上のために研修をする権限があるかどうかということは、私には局長の御説明とは違った意見がございいますので、それは文部省設置法その他の法律の条文の上からあらためて質問をするつもりでございいます。とにかくにも、いままでの地方まかせの研修では研修成績が上がるという点でございいます。上がらないのはどういう点でござい

ますか。
○政府委員(福田繁君) 地方で行ないます研修会等での成績が上がるという点には、一がいかに私どもは申していいわけではございません。地方の教育委員会などでやります研修会等

も、そういううりつばな成果をあげてい

る研修会、講習会等もあるわけでございいます。それは、それぞれの目的があるはその事業計画に従つて評価されるべき問題だと思ひます。ただ私どももいたしましては、そういう地方で行ないます研修、講習会ももちろん必要でございいます。文部省としても、やはり全国的な立場において教職員の研修というものをやる必要がございいますので、そういった意味で文部省でもやり、地方教育委員会でもやり、あるいはまた一般の団体等におきましても有益適切な研修会が行なわれます際には、教員は、授業に支障のない限り、校長の許可を受けて参加することができるといふことになっておりますので、あらゆる機会に有益な研修会には参加し、またその機会を提供することが行政機関の責任であらう、こういうように考えているわけでございいます。

○加瀬完君 それでは、地方の教育委員会、研修会ではこと足りなくて、教育会館というものを設けて、そこで全国的な視野で文部省が中心になって研修をさせなければならぬのはどういふ点でございいますか。

○政府委員(福田繁君) 文部省自体でやらなければならないという意味でございいます。私どもとしては、たとえば校長とか、指導主事とかいうような者に対する研修、あるいは特別の教育課程等につきましても研修等は、やはり全国のそういう関係者が一ぺんにできれば研修に参加してもらったほうが、より効果が上がるというように考へております。また、東京でやること

がいろいろな意味において、講師その他においても便宜を得やすいという意味

もございいますので、そういった趣旨から文部省で、従来そのみに限定はいたしません、いろいろな研修会を計画し、これを実施しているわけでございいます。

○加瀬完君 ことばじりをとらえるようでおそれ入ります。そうすると、文部省が主催者として考へておられますのは、校長とか、指導主事とかという、一応、行政面にもタッチし得る管理職のような方々だということになりますか。

○政府委員(福田繁君) 必ずしもそうではございません。たとえば理科の研修会にいたしましても、教科課程の実技の講習会等にいたしましても、文部省として必要な事業を従来やつてま

いておられます。そういった、地方ではなかなかやりにくいような事業もいろいろございいますので、そういったものはなるべく文部省で主催し、あるいはまた必要によつては後援するというような立場をとつてもよろしいかと思ひますが、文部省も一緒にそれに加

わつて実施をしていくというようなり方をいたしたいと思ひます。
○加瀬完君 地方でやりにくくても、地方でやれるように財政的や行政的な措置をしなければならぬ問題もあらうと思ふのです。なぜならば、東京へ集めるということは、もう時間的からいっても人員の上からいっても非常にワケが狭められてくるわけです。地方では五百人でも安い予算で集められるものが、東京でやるということになれば、それは二十人集めるのも骨が折れるというところもあり得るわけなんです。一般の教職員の資質の向上というものを考えるならば、地方地方で、

少なくとも県単位で、現在ある施設で講習を行なつたつてちつとも行ない得ないことではない。何も東京に新しい教育会館というものをつくつて、そこに集めなければできないということはないわけですね。そうすれば文部省として考へておられますことは、どうしてもこ

こへ集めなければできないものということになるでしょう。そうすると、人も人数も非常に限定されたことになるでしょう。しかも、それは必ずしも教育委員会の任命権者と一致する意見で講習が進められるとも限らない、そういう点は当然これは計画の中で研究されたわけでございしますが、それでもやらなければならないものというのはい

体何ですか。
○政府委員(福田繁君) もちろん県の段階あるいは市の段階におきましていろいろ研修会などをやっております。その効果について私ども否定をするものではございません。先ほど申し上げましたように、いろいろ地方で有益な講習会、研修会というものは行なわれております。ところで、そういう一地方的な研修会、講習会よりも、先生としては、そういうものをもう一段階上の、全国的な立場において、全国の先生方とやはり集まつて切磋琢磨をしていくというこのほうがより研修の効果をあげるといふものがあるわけでござい

ます。そういう意味で、文部省としては、全国的な立場において必要ならそういう研修会というものをなるべく実施していくというような考え方で考へておられます。ただ御指摘のよう

に、入れものには限度がござい

います。
○加瀬完君 この任命権者によつては、それらの研修がうまく進められないという御認定でございいます。先ほどはそれを御否定になりましたが、任命権者にまかせておいて進められるというならば、任命権者におまかせになつていいじゃないか。もし進められないことが財政的な、あるいは行政的な欠陥というならば、財政的な行政的な措置を講じて、少なくとも任命権者が研修するという責任があるのですから、資質が劣つておるといふ者があれば、任命権者の責任でそういう教員は向上させなければならぬ義務があるのですから、その義務を大いに文部省としては指導助言をして履行させるようにするのがたてまえではござい

せんか。
○政府委員(福田繁君) もちろん、お述べになりましたような趣旨で、私ども地方の研修会などもできる限り充実したものをやっていたらいいと思ひます。先ほど申し上げましたのは、そういう研修会などのほかに、やはり地方、たとえば何々県という県内の研修会だけじゃなくて、教職員としてはやはり全国の段階において、全国の先生方と自分の研究を討議したい、研究し合いたい、そういうことのほうがはるかに研修としては効果を上げるという場合があるわけでござい

ます。そういう点から、やはり全国の先生方が、人数は限られておりますけれども、できる限り優秀なそういうその

(第一八九九号)

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(第一八九二号)
一、開拓地スクールバス設置等に関する請願(第一八九八号)

第一七九三号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 愛知県知多郡南知多町
大字内海字中前田 島

紹介議員 越きみ代外五十二名
草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一七九八号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 東京都目黒区森町一一五
中村嘉寿外五十二名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一七九九号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 京都市東山区五条橋東二ノ二五 江頭法輪外五十二名

紹介議員 山崎 齊君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

である。

第一八〇〇号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 愛知県知多郡美浜町大字十野浦字西川 中村吉弘外五十二名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇一号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 岐阜県議会議長 古田好外五十二名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇二号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 岐阜市美江寺町岐阜市役所内 安岡健次郎外五十二名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇三号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 京都市下京区鉄屋町通五条上ル 田口惟胤外五十二名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇四号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府港区南市岡町二ノ一 大久保博邦外五十二名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇五号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪市旭区今市町三ノ三八 速水源治郎外五十二名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇六号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪市旭区赤川町一ノ二八 谷為次郎外五十二名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

である。

第一八〇七号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 高知市帯屋町二八小笠原謙文外五十二名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇八号 昭和三十九年四月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 神戸市灘区篠原南町七ノ一〇三景株式会社取締役社長 榎本彰三外五十二名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八三六号 昭和三十九年四月十一日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 滋賀県大津市山上町呈子山世界無名戦士の霊場内 小泉元胤外五十二名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四三号 昭和三十九年四月十三日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 京都市下京区洗足一、四七三国際敬愛連盟内 瓜生介州外五十二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四四号 昭和三十九年四月十三日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府布施市足代一ノ一三宗教法人関西浅草観音代表 日尾天玲外五十二名

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四五号 昭和三十九年四月十三日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪市旭区新森小路中二ノ一二四 下多信義外五十二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四六号 昭和三十九年四月十三日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 京都市下京区洗足一、四七三国際敬愛連盟内 瓜生介州外五十二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四七号 昭和三十九年四月十三日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 大阪市阿倍野区昭和町西四ノ二七 佐野真佐志外五十二名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四八号 昭和三十九年四月十三日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 大阪市阿倍野区阪南町西六ノ一五 山積革造外五十二名

紹介議員 小林 篤一君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八八二号 昭和三十九年四月十三日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 東京都文京区表町伝通院内 大河内隆弘外五十一名

紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八九一号 昭和三十九年四月十四日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 東京都台東区浅草芝崎町三ノ六ノ七世界平和祭東京委員会内 米馬塚道外五十一名

紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九〇〇号 昭和三十九年四月十四日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 東京都港区麻布宮村町一〇 大橋三郎外五十二名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九〇一号 昭和三十九年四月十四日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 岐阜県揖斐郡久瀬村外津汲 土屋重義外五十二名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九〇二号 昭和三十九年四月十四日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 大阪府旭区大宮西之町八ノ一九 塩谷鷺声外五十二名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九〇三号 昭和三十九年四月十四日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 大阪府住吉区杉本町一九一 黒田了一外五十一名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九二三号 昭和三十九年四月十五日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 高知市常屋町二八 山口人生外五十二名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九二四号 昭和三十九年四月十五日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 神戸市生田区北野町三ノ一〇〇 是則強一外五十二名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九六四号 昭和三十九年四月十五日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 京都市下京区駄屋町通五条上 田口燧依子外五十二名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八〇九号 昭和三十九年四月十一日受理

建国記念の日制定に関する請願(二通)
請願者 札幌市白石町南郷通り八丁目南七 池田卓二外四百一名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和三十九年四月十一日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋五ノ一八 中江智子

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一八一一号 昭和三十九年四月十一日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋三ノ三二 小西泰助

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一八二二号 昭和三十九年四月十一日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋三ノ一六 高木広

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一八四二号 昭和三十九年四月十一日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋四ノ四六 岩田公博

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一八五一号 昭和三十九年四月十三日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋三ノ一六 港区立桜田小学校PTA内 長井頼逸外十九名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一九七〇号 昭和三十九年四月十五日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願

八月十五日を平和の日に制定するの請願
請願者 大阪市西区九条通一ノ四 瀧本文之外五十二名

紹介議員 北口 龍徳君
この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第二〇三十一号 昭和三十九年四月二十日受理
紀元節復活に関する請願
請願者 京都市左京区浄土寺石橋町二七 梅林明外百五十九名

紹介議員 木村篤太郎君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第二〇六一号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県伊勢崎市寿町一四六 福島栄三外百九十三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇六二号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県安中市安中一、四五四 鬼形茂外百八十九名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇六三号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県伊勢崎市一、九八九 武藤正外百九十九名

紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇六四号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県群馬郡群馬町後足間一二五 井田章次外二百三十名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇六五号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条二、〇〇六ノ九 大沢徳治外二百三十一名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県前橋市天川原町四九四 米本修一外二百二十二名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二〇六七号 昭和三十九年四月二十一日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制にすする等の請願
請願者 群馬県多野郡吉井町多胡 井上正俊外三百九十六名

紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二一二三三号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 札幌市北十二条西四十九丁目 高塚秀法外八百三十五名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二四号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 北海道山越郡長万部町一六区 山口勝美外七百六十六名
紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二五号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 北海道勇払郡鶴川町字生田二六三 有坂玄海外五百五十七名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二六号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 北海道奥尻郡奥尻村字松江 坂田幸一外五百五十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二七号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 北海道網走郡東藻琴村南区 中谷豊外六百四十八名

紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

法の一部改正等に関する請願
請願者 宮崎県大塚町水流五、一六四ノ三 星野潤二郎外二百五十四名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二九号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 宮崎県都城甲斐元町三、九三七 瀬尾かな子外百九十五名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二三〇号 昭和三十九年四月二十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願
請願者 宮崎県宮崎郡田野町一、六三二ノ二 岩井寛外三百三十七名

紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一二三二号 昭和三十九年四月二十二日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字岩崎二、四八一 丹羽欽治外二千七百七十七名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

昭和三十九年五月十四日印刷

昭和三十九年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局